

基発 0704 第 1 号
令和 5 年 7 月 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）により改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行される労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 594 条の 2 第 1 項に規定する皮膚等障害化学物質等については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和 4 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 9 号。以下「施行通達」という。）の記の第 4 の 8（2）において、「別途示すものが含まれること」とされているところであるが、今般、「別途示すもの」について下記のとおり示すので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

本通達は、安衛則第 594 条の 2 第 1 項が適用される皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質に該当する物を示すとともに、皮膚等障害化学物質等についての留意事項を示す趣旨であること。

本通達は、現時点での知見に基づくものであり、国が行う化学品の分類（日本産業規格 Z 7252（GHS に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果（以下「国が公表する GHS 分類の結果」という。）の見直しや新たな知見が示された場合は、必要に応じ、見直されることがあること。

2 用語の定義

(1) 皮膚刺激性有害物質

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚刺激性有害物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。具体的には、施行通達記

の第4の8(2)の「国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているもの」に該当する化学物質をいうこと。ただし、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）等の特別規則において、皮膚又は眼の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

(2) 皮膚吸収性有害物質

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。ただし、特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

3 皮膚吸収性有害物質に該当する物

皮膚吸収性有害物質には、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する化学物質が含まれること。

(1) 国が公表するGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分された化学物質のうち、濃度基準値（安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準をいう。）又は米国産業衛生専門家会議（ACGIH）等が公表する職業ばく露限界値（以下「濃度基準値等」という。）が設定されているものであって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア ヒトにおいて、経皮ばく露が関与する健康障害を示す情報（疫学研究、症例報告、被験者実験等）があること

イ 動物において、経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること

ウ 動物において、経皮ばく露による体内動態情報があり、併せて職業ばく露限界値を用いたモデル計算等により経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること

(2) 国が公表するGHS分類の結果、経皮ばく露によりヒトまたは動物に発がん性（特に皮膚発がん）を示すことが知られている物質

(3) 国が公表するGHS分類の結果がある化学物質のうち、濃度基準値等が設定されていないものであって、経皮ばく露による動物急性毒性試験により急性毒性（経皮）が区分1に分類されている物質

4 該当物質の一覧

(1) 3の皮膚吸収性有害物質に該当する物は、別添に掲げるとおりであること。

(2) 次に掲げる物質の一覧を厚生労働省ホームページで公表する予定であること。

ア 3の皮膚吸収性有害物質

イ 皮膚刺激性有害物質（国が公表するGHS分類の結果があるものに限る）

ウ 特化則等の特別規則において不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられている物質

皮膚吸収性有害物質一覧

通し番号	労働安全衛生法令の名称	備考
1	アクリル酸	
2	アクリル酸 2-ヒドロキシプロピル	
3	アクリル酸メチル	
4	アクロレイン	
5	アジ化ナトリウム	
6	アジポニトリル	
7	アスファルト	
8	アセチルアセトン	
9	アセトニトリル	
10	アセトンシアノヒドリン	
11	アニリン	
12	アフラトキシン	
13	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名アミトロール)	
14	3-アミノ-1-プロペン	
15	アリルアルコール	
16	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	
17	アリル=メタクリレート	国によるGHS分類の名称
18	3-(アルファ-アセトニルベンジル)-4-ヒドロキシマリン (別名ワルファリン)	
19	安息香酸	国によるGHS分類の名称
20	安息香酸カリウム塩	国によるGHS分類の名称
21	イソオクタノール	国によるGHS分類の名称
22	イソシアン酸メチル	
23	N-イソプロピルアニリン	
24	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名フェナミホス)	
25	イソプロピルアミン	
26	インデノ [1, 2, 3-c d] ピレン	国によるGHS分類の名称
27	ウラン	
28	エチルアミン	
29	エチル=3-エトキシプロパノアート	国によるGHS分類の名称
30	O-エチル=S, S-ジプロピル=ホスホロジチオアート (別名エトプロホス)	
31	エチル=パラ=ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名EPN)	
32	O-エチル-S-フェニル=エチルホスホノチオロチオアート (別名ホノホス)	
33	(3S, 4R)-3-エチル-4-[(1-メチル-1H-イミダゾール-5-イル)メチル]オキサラン-2-オン (別名ピロカルピン)	
34	N-エチルモルホリン	
35	エチレングリコール	

36	エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	
37	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	
38	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	
39	エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート	
40	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	
41	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	
42	エチレンクロロヒドリン	
43	エチレンジアミン	
44	1, 1'-エチレン-2, 2'-ビピリジニウム=ジプロミド (別名ジクアット)	
45	エピクロロヒドリン	
46	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	
47	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	
48	塩化アリル	
49	塩素化カンフェン (別名トキサフェン)	
50	塩素化ジフェニルオキシド	
51	オキシビス (チオホスホン酸) 0, 0, 0', 0'-テトラエチル (別名スルホテップ)	
52	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン	
53	オクタクロロナフタレン	
54	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)	
55	2-n-オクチル-4-イソチアゾリン-3-オン	国によるGHS分類の名称
56	オルト-アニシジン	
57	オルト-ジクロロベンゼン	
58	オルト-セカンダリーブチルフェノール	
59	カテコール	
60	カルシウムシアナミド	
61	ギ酸メチル	
62	キシリジン	
63	キシレン	
64	グリオキサール	国によるGHS分類の名称
65	クリセン	国によるGHS分類の名称
66	クレゾール	
67	クロム及びその化合物	オキシ塩化クロム (V) に限る。
68	クロルデコン	国によるGHS分類の名称
69	クロロアセチル=クロリド	
70	クロロアセトアミド	国によるGHS分類の名称
71	クロロアセトン	

72	o-クロロアニリン	国によるGHS分類の名称
73	クロロアニリン(3-クロロアニリン)/クロロアニリン	国によるGHS分類の名称
74	クロロ酢酸	
75	クロロ酢酸メチル	国によるGHS分類の名称
76	1-クロロ-4-(トリクロロメチル)ベンゼン	
77	2-クロロニトロベンゼン	
78	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド(別名チアクロプリド)	
79	2-クロロ-1,3-ブタジエン	
80	1-クロロ-2-プロパノール	
81	2-クロロ-1-プロパノール	
82	2-クロロプロピオン酸	
83	クロロメタン(別名塩化メチル)	
84	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	4-クロロ-2-メチルアニリンに限る。
85	O-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O', O''-ジエチル=ホスホチオアート	
86	1,2-酸化ブチレン	
87	シアナミド	
88	2,4-ジアミノアニソール	
89	2,4-ジアミノトルエン	
90	シアン化カルシウム	
91	ジイソプロピル-S-(エチルスルフィニルメチル)-ジチオホスフェイト	
92	ジエタノールアミン	
93	N,N-ジエチル亜硝酸アミド	
94	2-(ジエチルアミノ)エタノール	
95	ジエチルアミン	
96	ジエチル-4-クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト	
97	ジエチル-1-(2',4'-ジクロルフェニル)-2-クロルビニルホスフェイト	
98	ジエチル-(1,3-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド	
99	ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)	
100	ジエチレングリコールジメチルエーテル	国によるGHS分類の名称
101	ジエチレントリアミン	
102	1,4-ジオキサン-2,3-ジイルジチオビス(チオホスホン酸)O, O, O', O'-テトラエチル(別名ジオキサチオン)	
103	シクロヘキサノール	
104	シクロヘキサノン	
105	3,4-ジクロロアニリン	国によるGHS分類の名称
106	ジクロロ酢酸	
107	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	国によるGHS分類の名称
108	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	

109	1, 4-ジクロロ-2-ブテン	
110	1, 3-ジクロロプロペン	
111	ジシクロヘキシルアミン	国によるGHS分類の名称
112	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-ノルマル-プロピル (別名スルプロホス)	
113	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名ジスルホトン)	
114	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-エチルチオメチル (別名ホレート)	
115	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(ターシャリーブチルチオメチル) (別名テルブホス)	
116	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3(4H)-イル)メチル] (別名アジンホスメチル)	
117	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル (別名マラチオン)	
118	ジニトロトルエン	国によるGHS分類の名称
119	ジニトロベンゼン	
120	2, 4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール	
121	2-(ジ-ノルマル-ブチルアミノ)エタノール	
122	ジビニルスルホン (別名ビニルスルホン)	
123	2-ジフェニルアセチル-1, 3-インダンジオン	
124	1, 2-ジブプロモエタン (別名EDB)	
125	1, 2-ジブプロモ-3-クロロプロパン	
126	ジベンゾ[a, h]アントラセン (別名1, 2:5, 6-ジベンゾアントラセン)	
127	ジベンゾ[a, h]ピレン	国によるGHS分類の名称
128	ジベンゾ[a, i]ピレン	国によるGHS分類の名称
129	N, N-ジメチルアセトアミド	
130	N, N-ジメチルアニリン	
131	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン)	
132	3, 7-ジメチル-2, 6-オクタジエナール (別名シトラール)	国によるGHS分類の名称
133	ジメチルカルバモイル=クロリド	
134	ジメチルジスルフィド	
135	ジメチルスルホキシド	国によるGHS分類の名称
136	N, N-ジメチルニトロソアミン	
137	ジメチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)	
138	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム塩	
139	2, 2-ジメチル-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート (別名ベンダイオカルブ)	国によるGHS分類の名称
140	N, N-ジメチルホルムアミド	
141	臭化エチル	

142	すず及びその化合物	テトラメチルスズに限る。
143	4-ターシャリーブチルフェノール	国によるGHS分類の名称
144	タリウム及びその化合物	国によるGHS分類の名称
145	チオジ(パラフェニレン)-ジオキシビス(チオホスホン酸) O, O, O', O'-テトラメチル(別名テメホス)	
146	チオフェノール	
147	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	
148	チオリン酸 O, O-ジエチル-エチルチオエチル(別名ジメトン)	
149	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	
150	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名クロルピリホス)	
151	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-(2-ピラジニル)(別名チオナジン)	
152	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-[4-(メチルスルフィニル)フェニル](別名フェンスルホチオン)	
153	チオリン酸 O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン)	
154	チオリン酸 O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン)	
155	デカボラン	
156	テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)	
157	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタフォル)	
158	テトラヒドロフラン	
159	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
160	テトラメチルこはく酸ニトリル	
161	灯油	
162	トリエチルアミン	
163	トリクロロエタン	
164	トリクロロナフタレン	
165	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン(別名メトキシクロル)	
166	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸	
167	2,3,4-トリクロロ-1-ブテン	国によるGHS分類の名称
168	1,2,3-トリクロロプロパン	
169	1,2,3-トリクロロベンゼン	国によるGHS分類の名称
170	1,3,5-トリクロロベンゼン	国によるGHS分類の名称
171	トリニトロトルエン	2,4,6-トリニトロトルエンに限る。
172	トルイジン	オルト-トルイジンを除く。

173	トルエン	
174	ナトリウム=1-オキソ-1λ(5)-ピリジン-2-チオラート	国によるGHS分類の名称
175	1-ナフチルチオ尿素	
176	1-ナフチル-N-メチルカルバメート (別名カルバリル)	
177	ニコチン	
178	二硝酸プロピレン	
179	ニトログリセリン	
180	N-ニトロソジエタノールアミン	国によるGHS分類の名称
181	N-ニトロソモルホリン	
182	ニトロトルエン	2-ニトロトルエン及び3-ニトロトルエンに限る。
183	ニトロプロパン	1-ニトロプロパンに限る。
184	ニトロベンゼン	
185	二硫化炭素	
186	ノルマルブチルアミン	
187	ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	
188	ノルマルヘキサン	
189	パラ-アニシジン	
190	パラ-クロロアニリン	
191	パラ-ターシャリーブチル安息香酸	
192	パラ-ニトロアニリン	
193	ピクリン酸	
194	ビス(2-クロロエチル)エーテル	
195	ビス(2-クロロエチル)スルフィド (別名マスタードガス)	
196	ビス(2-クロロエチル)メチルアミン (別名HN2)	
197	ビス(ジチオリン酸)S, S'-メチレン-O, O, O', O'-テトラエチル (別名エチオン)	
198	S, S'-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート (別名カズサホス)	
199	ヒドラジン及びその一水和物	ヒドラジンに限る。
200	ヒドロキノン	
201	4-ビニルシクロヘキセンジオキシド	
202	N-ビニル-2-ピロリドン	
203	ビフェニル	
204	ピリジン	
205	2-ピリジンチオール-1-オキシドの垂鉛塩 (別名ジンクピリチオン)	国によるGHS分類の名称
206	フェナントレン	国によるGHS分類の名称
207	フェニルオキシラン	
208	フェニルヒドラジン	
209	N-フェニル-1, 4-ベンゼンジアミン	国によるGHS分類の名称

210	フェニレンジアミン	m-フェニレンジアミンに限る
211	フェノチアジン	
212	1-ブタノール	
213	o-フタルアルデヒド	国によるGHS分類の名称
214	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (別名DEHP)	
215	ブタン-2-オン=オキシム	国によるGHS分類の名称
216	2,3-ブタンジオン (別名ジアセチル)	
217	1-ブタンチオール	
218	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド	国によるGHS分類の名称
219	2-ブテナール	
220	フルオロ酢酸ナトリウム	
221	フルフラール	
222	フルフリルアルコール	
223	プロピルアルコール	ノルマル-プロピルアルコールに限る。
224	プロピレンイミン	
225	プロピレングリコールエチルエーテル (別名1-エトキシ-2-プロパノール)	国によるGHS分類の名称
226	2-プロピン-1-オール	
227	2-プロポキシエタノール	国によるGHS分類の名称
228	プロモクロロメタン	
229	プロモジクロロメタン	
230	2-ブロモ-2-ニトロプロパン-1,3-ジオール (別名プロノポル)	国によるGHS分類の名称
231	2-ブロモプロパン	
232	3-ブロモ-1-プロペン (別名臭化アリル)	
233	ヘキサクロロエタン	
234	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名ディルドリン)	
235	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名エンドリン)	
236	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名リンデン)	
237	ヘキサクロロナフタレン	
238	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名アルドリン)	
239	ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド (別名ベンゾエピン)	
240	ヘキサクロロベンゼン	

241	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン (別名シクロナイト)	
242	ヘキサフルオロアセトン	
243	ヘキサメチルホスホリクトリアミド	
244	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-2, 3-エポキシ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名ヘプタクロルエポキシド)	
245	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名ヘプタクロル)	
246	ペルフルオロオクタン酸及びそのアンモニウム塩	
247	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS)	
248	ベンジルアルコール	
249	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	
250	ベンゾ [a] アントラセン	
251	ベンゾ [a] ピレン	
252	ベンゾ [e] フルオラセン	
253	ベンゾ [j] フルオランテン	国によるGHS分類の名称
254	ベンゾ [k] フルオランテン	国によるGHS分類の名称
255	ペンタクロロナフタレン	
256	ホルムアミド	
257	無水フタル酸	
258	メタ-キシリレンジアミン	
259	メタクリル酸	
260	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	
261	メタクリロニトリル	
262	メタノール	
263	N-メチルアニリン	
264	メチル=イソチオシアネート	
265	メチルエチルケトン	
266	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ)	
267	メチルシクロヘキサノン	
268	2-メチル-4, 6-ジニトロフェノール	
269	2-メチル-4-(2-トリルアゾ) アニリン	
270	メチルナフタレン	
271	メチル-ノルマル-ブチルケトン	
271	メチルヒドラジン	
273	メチルビニルケトン	
274	N-メチル-2-ピロリドン	
275	3-メチル-1-(プロパン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-イル=ジメチルカルバマート	
276	4-メチル-2-ペンタノール	
277	N-メチルホルムアミド	

278	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート (別名メソミル)	
279	4, 4'-メチレンジアニリン	
280	メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート (別名MD I)	
281	1-(2-メトキシ-2-メチルエトキシ)-2-プロパノール	
282	メルカプト酢酸	
283	モノフルオール酢酸パラブロムアニリド	
284	モルホリン	
285	ヨードホルム	
286	ラクトニトリル (別名アセトアルデヒドシアンヒドリン)	
287	りん酸ジ-ノルマル-ブチル	
288	りん酸ジ-ノルマル-ブチル = フェニル	
289	りん酸1, 2-ジブromo-2, 2-ジクロロエチル = ジメチル (別名ナ レド)	
290	りん酸ジメチル = (E)-1-(N, N-ジメチルカルバモイル)-1- -プロペン-2-イル (別名ジクロトホス)	
291	りん酸ジメチル = (E)-1-(N-メチルカルバモイル)-1-プロ ペン-2-イル (別名モノクロトホス)	
292	りん酸ジメチル = 1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2-イル (別名メビンホス)	
293	りん酸トリトリル	りん酸トリ(オルト-トリ リル)に限る。
294	りん酸トリ-ノルマル-ブチル	
295	六塩化ブタジエン	
296	ロテノン	

皮膚吸収性有害物質一覧

通し番号	労働安全衛生法令の名称	備考
1	アクリル酸	
2	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル	
3	アクリル酸メチル	
4	アクロレイン	
5	アジ化ナトリウム	
6	アジポニトリル	
7	アスファルト	
8	アセチルアセトン	
9	アセトニトリル	
10	アセトンシアノヒドリン	
11	アニリン	
12	アフラトキシン	
13	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名アミトロール)	
14	3-アミノ-1-プロペン	
15	アリルアルコール	
16	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	
17	アリル=メタクリレート	国によるGHS分類の名称
18	3-(アルファ-アセチルベンジル)-4-ヒドロキシマリン (別名ワルファリン)	
19	安息香酸	国によるGHS分類の名称
20	安息香酸カリウム塩	国によるGHS分類の名称
21	イソオクタノール	国によるGHS分類の名称
22	イソシアン酸メチル	
23	N-イソプロピルアニリン	
24	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名フェナミホス)	
25	イソプロピルアミン	
26	インデノ [1, 2, 3-c d] ピレン	国によるGHS分類の名称
27	ウラン	
28	エチルアミン	
29	エチル=3-エトキシプロパノアート	国によるGHS分類の名称
30	O-エチル=S, S-ジプロピル=ホスホロジチオアート (別名エトプロホス)	
31	エチル-パラ-ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名E P N)	
32	O-エチル-S-フェニル=エチルホスホノチオロチオアート (別名ホノホス)	
33	(3S, 4R)-3-エチル-4-[(1-メチル-1H-イミダゾール-5-イル)メチル]オキソラン-2-オン (別名ピロカルピン)	
34	N-エチルモルホリン	
35	エチレングリコール	

36	エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	
37	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	
38	エチレングリコールモノノルマル-ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	
39	エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート	
40	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	
41	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	
42	エチレンクロロヒドリン	
43	エチレンジアミン	
44	1, 1'-エチレン-2, 2'-ビピリジニウム=ジプロミド (別名ジクアット)	
45	エピクロロヒドリン	
46	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	
47	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	
48	塩化アリル	
49	塩素化カンフェン (別名トキサフェン)	
50	塩素化ジフェニルオキシド	
51	オキシビス (チオホスホン酸) O, O, O', O'-テトラエチル (別名スルホテップ)	
52	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン	
53	オクタクロロナフタレン	
54	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)	
55	2-n-オクチル-4-イソチアゾリン-3-オン	国によるGHS分類の名称
56	オルト-アニシジン	
57	オルト-ジクロロベンゼン	
58	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール	
59	カテコール	
60	カルシウムシアナミド	
61	ギ酸メチル	
62	キシリジン	
63	キシレン	
64	グリオキサール	国によるGHS分類の名称
65	クリセン	国によるGHS分類の名称
66	クレゾール	
67	クロム及びその化合物	オキシ塩化クロム (V) に限る。
68	クロルデコン	国によるGHS分類の名称
69	クロロアセチル=クロリド	
70	クロロアセトアミド	国によるGHS分類の名称
71	クロロアセトン	

72	o-クロロアニリン	国によるGHS分類の名称
73	クロロアニリン(3-クロロアニリン)/クロロアニリン	国によるGHS分類の名称
74	クロロ酢酸	
75	クロロ酢酸メチル	国によるGHS分類の名称
76	1-クロロ-4-(トリクロロメチル)ベンゼン	
77	2-クロロニトロベンゼン	
78	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド(別名チアクロプリド)	
79	2-クロロ-1,3-ブタジエン	
80	1-クロロ-2-プロパノール	
81	2-クロロ-1-プロパノール	
82	2-クロロプロピオン酸	
83	クロロメタン(別名塩化メチル)	
84	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	4-クロロ-2-メチルアニリンに限る。
85	0-3-クロロ-4-メチル-2-オキソ-2H-クロメン-7-イル=O'; O''-ジエチル=ホスホロチオアート	
86	1,2-酸化ブチレン	
87	シアナミド	
88	2,4-ジアミノアニソール	
89	2,4-ジアミノトルエン	
90	シアン化カルシウム	
91	ジイソプロピル-S-(エチルスルフィニルメチル)-ジチオホスフェイト	
92	ジエタノールアミン	
93	N,N-ジエチル亜硝酸アミド	
94	2-(ジエチルアミノ)エタノール	
95	ジエチルアミン	
96	ジエチル-4-クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト	
97	ジエチル-1-(2',4'-ジクロルフェニル)-2-クロルビニルホスフェイト	
98	ジエチル-(1,3-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド	
99	ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)	
100	ジエチレングリコールジメチルエーテル	国によるGHS分類の名称
101	ジエチレントリアミン	
102	1,4-ジオキサソ-2,3-ジイルジチオビス(チオホスホン酸)O, O, O', O'-テトラエチル(別名ジオキサチオン)	
103	シクロヘキサノール	
104	シクロヘキサノン	
105	3,4-ジクロロアニリン	国によるGHS分類の名称
106	ジクロロ酢酸	
107	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	国によるGHS分類の名称
108	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	

109	1, 4-ジクロロ-2-ブテン	
110	1, 3-ジクロロプロペン	
111	ジシクロヘキシルアミン	国によるGHS分類の名称
112	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-ノルマル-プロピル (別名思プロホス)	
113	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名思スルホトン)	
114	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-エチルチオメチル (別名思レート)	
115	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(ターシャリーブチルチオメチル) (別名思テルブホス)	
116	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3(4H)-イル)メチル] (別名思ジンホスメチル)	
117	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル (別名思マラチオン)	
118	ジニトロトルエン	国によるGHS分類の名称
119	ジニトロベンゼン	
120	2, 4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール	
121	2-(ジ-ノルマル-ブチルアミノ)エタノール	
122	ジビニルスルホン (別名思ビニルスルホン)	
123	2-ジフェニルアセチル-1, 3-インダンジオン	
124	1, 2-ジブromoエタン (別名思EDB)	
125	1, 2-ジブromo-3-クロロプロパン	
126	ジベンゾ[a, h]アントラセン (別名思1, 2:5, 6-ジベンゾアントラセン)	
127	ジベンゾ[a, h]ピレン	国によるGHS分類の名称
128	ジベンゾ[a, i]ピレン	国によるGHS分類の名称
129	N, N-ジメチルアセトアミド	
130	N, N-ジメチルアニリン	
131	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名思メチルジメトン)	
132	3, 7-ジメチル-2, 6-オクタジエナール (別名思シトラール)	国によるGHS分類の名称
133	ジメチルカルバモイル=クロリド	
134	ジメチルジスルフィド	
135	ジメチルスルホキシド	国によるGHS分類の名称
136	N, N-ジメチルニトロソアミン	
137	ジメチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名思メチルパラチオン)	
138	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム塩	
139	2, 2-ジメチル-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル-N-メチルカルバマート (別名思ベンダイオカルブ)	国によるGHS分類の名称
140	N, N-ジメチルホルムアミド	
141	臭化エチル	

142	すず及びその化合物	テトラメチルスズに限る。
143	4-ターシャリーブチルフェノール	国によるGHS分類の名称
144	タリウム及びその化合物	国によるGHS分類の名称
145	チオジ(パラフェニレン)-ジオキシービス(チオホスホン酸) O, O, O', O'-テトラメチル(別名テメホス)	
146	チオフェノール	
147	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	
148	チオリン酸 O, O-ジエチル-エチルチオエチル(別名ジメトン)	
149	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	
150	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名クロルピリホス)	
151	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-(2-ピラジニル)(別名チオナジン)	
152	チオリン酸 O, O-ジエチル-O-[4-(メチルスルフィニル)フェニル](別名フェンスルホチオン)	
153	チオリン酸 O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン)	
154	チオリン酸 O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン)	
155	デカボラン	
156	テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)	
157	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタフォル)	
158	テトラヒドロフラン	
159	テトラヒドロメチル無水フタル酸	
160	テトラメチルこはく酸ニトリル	
161	灯油	
162	トリエチルアミン	
163	トリクロロエタン	
164	トリクロロナフタレン	
165	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン(別名メトキシクロル)	
166	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸	
167	2,3,4-トリクロロ-1-ブテン	国によるGHS分類の名称
168	1,2,3-トリクロロプロパン	
169	1,2,3-トリクロロベンゼン	国によるGHS分類の名称
170	1,3,5-トリクロロベンゼン	国によるGHS分類の名称
171	トリニトロトルエン	2,4,6-トリニトロトルエンに限る。
172	トルイジン	オルト-トルイジンを除く。

173	トルエン	
174	ナトリウム=1-オキソ-1λ(5)-ピリジン-2-チオラート	国によるGHS分類の名称
175	1-ナフチルチオ尿素	
176	1-ナフチル-N-メチルカルバメート (別名カルバリル)	
177	ニコチン	
178	二硝酸プロピレン	
179	ニトログリセリン	
180	N-ニトロソジエタノールアミン	国によるGHS分類の名称
181	N-ニトロソモルホリン	
182	ニトロトルエン	2-ニトロトルエン及び3-ニトロトルエンに限る。
183	ニトロプロパン	1-ニトロプロパンに限る。
184	ニトロベンゼン	
185	二硫化炭素	
186	ノルマル-ブチルアミン	
187	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	
188	ノルマルヘキサン	
189	パラ-アニシジン	
190	パラ-クロロアニリン	
191	パラ-ターシャリ-ブチル安息香酸	
192	パラ-ニトロアニリン	
193	ピクリン酸	
194	ビス(2-クロロエチル)エーテル	
195	ビス(2-クロロエチル)スルフィド (別名マスタードガス)	
196	ビス(2-クロロエチル)メチルアミン (別名HN2)	
197	ビス(ジチオリン酸)S, S'-メチレン-O, O, O', O'-テトラエチル (別名エチオン)	
198	S, S'-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート (別名カズサホス)	
199	ヒドラジン及びその一水和物	ヒドラジンに限る。
200	ヒドロキノン	
201	4-ビニルシクロヘキセンジオキソド	
202	N-ビニル-2-ピロリドン	
203	ビフェニル	
204	ピリジン	
205	2-ピリジンチオール-1-オキシドの亜鉛塩 (別名ジंकピリチオン)	国によるGHS分類の名称
206	フェナントレン	国によるGHS分類の名称
207	フェニルオキシラン	
208	フェニルヒドラジン	
209	N-フェニル-1, 4-ベンゼンジアミン	国によるGHS分類の名称

210	フェニレンジアミン	m-フェニレンジアミンに限る
211	フェノチアジン	
212	1-ブタノール	
213	o-フタルアルデヒド	国によるGHS分類の名称
214	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP)	
215	ブタン-2-オン=オキシム	国によるGHS分類の名称
216	2,3-ブタンジオン(別名ジアセチル)	
217	1-ブタンチオール	
218	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド	国によるGHS分類の名称
219	2-ブテナール	
220	フルオロ酢酸ナトリウム	
221	フルフラール	
222	フルフリルアルコール	
223	プロピルアルコール	ノルマル-プロピルアルコールに限る。
224	プロピレンイミン	
225	プロピレングリコールエチルエーテル(別名1-エトキシ-2-プロパノール)	国によるGHS分類の名称
226	2-プロピン-1-オール	
227	2-プロポキシエタノール	国によるGHS分類の名称
228	プロモクロロメタン	
229	プロモジクロロメタン	
230	2-ブロモ-2-ニトロプロパン-1,3-ジオール(別名プロノポール)	国によるGHS分類の名称
231	2-ブロモプロパン	
232	3-ブロモ-1-プロペン(別名臭化アリル)	
233	ヘキサクロロエタン	
234	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン(別名ディルドリン)	
235	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン(別名エンドリン)	
236	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名リンデン)	
237	ヘキサクロロナフタレン	
238	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン(別名アルドリン)	
239	ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド(別名ベンゾエピン)	
240	ヘキサクロロベンゼン	

241	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン (別名シクロナイト)	
242	ヘキサフルオロアセトン	
243	ヘキサメチルホスホリクトリアミド	
244	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-2, 3-エポキシ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名ヘプタクロルエポキシド)	
245	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名ヘプタクロル)	
246	ペルフルオロオクタン酸及びそのアンモニウム塩	
247	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS)	
248	ベンジルアルコール	
249	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	
250	ベンゾ [a] アントラセン	
251	ベンゾ [a] ピレン	
252	ベンゾ [e] フルオラセン	
253	ベンゾ [j] フルオランテン	国によるGHS分類の名称
254	ベンゾ [k] フルオランテン	国によるGHS分類の名称
255	ペンタクロロナフタレン	
256	ホルムアミド	
257	無水フタル酸	
258	メタ-キシリレンジアミン	
259	メタクリル酸	
260	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	
261	メタクリロニトリル	
262	メタノール	
263	N-メチルアニリン	
264	メチル=イソチオシアネート	
265	メチルエチルケトン	
266	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ)	
267	メチルシクロヘキサノン	
268	2-メチル-4, 6-ジニトロフェノール	
269	2-メチル-4-(2-トリルアゾ) アニリン	
270	メチルナフタレン	
271	メチル-ノルマル-ブチルケトン	
271	メチルヒドラジン	
273	メチルビニルケトン	
274	N-メチル-2-ピロリドン	
275	3-メチル-1-(プロパン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-イル=ジメチルカルバマート	
276	4-メチル-2-ペンタノール	
277	N-メチルホルムアミド	

278	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート (別名メソミル)	
279	4, 4'-メチレンジアニリン	
280	メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート (別名MD I)	
281	1-(2-メトキシ-2-メチルエトキシ)-2-プロパノール	
282	メルカプト酢酸	
283	モノフルオール酢酸パラブロムアニリド	
284	モルホリン	
285	ヨードホルム	
286	ラクトニトリル (別名アセトアルデヒドシアンヒドリン)	
287	りん酸ジ-ノルマル-ブチル	
288	りん酸ジ-ノルマル-ブチル = フェニル	
289	りん酸1, 2-ジブromo-2, 2-ジクロロエチル = ジメチル (別名ナ レド)	
290	りん酸ジメチル = (E)-1-(N, N-ジメチルカルバモイル)-1- -プロペン-2-イル (別名ジクロトホス)	
291	りん酸ジメチル = (E)-1-(N-メチルカルバモイル)-1-プロ ペン-2-イル (別名モノクロトホス)	
292	りん酸ジメチル = 1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2-イル (別名メビンホス)	
293	りん酸トリトリル	りん酸トリ(オルト-ト リル)に限る。
294	りん酸トリ-ノルマル-ブチル	
295	六塩化ブタジエン	
296	ロテノン	

基発 0704 第 5 号
令和 5 年 7 月 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」の改正について

労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 10 第 2 項、有機溶剤中毒予防規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号、鉛中毒予防規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号及び特定化学物質障害予防規則第 2 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 4 年厚生労働省告示第 274 号）第 1 号ニ及び粉じん障害防止規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 4 年厚生労働省告示第 275 号）第 4 号で規定する「同等以上の能力を有すると認められる者」（以下「同等以上の者」という。）については、「労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」（令和 4 年 9 月 7 日付け基発 0907 第 1 号。以下「施行通達」という。）により示しているところであるが、今般、同等以上の者として「産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科を卒業し、産業医大認定ハイジニスト制度において資格を保持している者」を新たに追加することとし、施行通達を下記のとおり改正するので、了知の上、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、改正後の通達は別紙のとおりである。

記

1 施行通達の一部改正

施行通達第 2 の 2（2）について次の新旧対照表のとおり改正する。

	改正前	改正後
第 2 2 (2)	ア～オ（略） （新設）	ア～オ（略） カ 産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科を卒業し、産業医大認定ハ

		イジニスト制度において資格を保持している者
--	--	-----------------------

2 改正の趣旨

「産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科を卒業し、産業医大認定ハイジニスト制度において資格を保持している者」は、施行通達第2の2（2）アからオまでに定める者と同等の実務経験、教育内容、更新基準を有していると認められるため、同等以上の者として追加したこと。

別紙
基発 0907 第 1 号
令和 4 年 9 月 7 日
改正 基発 0704 第 6 号
令和 5 年 7 月 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの規定に基づき
厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について

労働安全衛生規則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（令和 4 年厚生労働省告示第 276 号。以下「講習告示」という。）、労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 10 第 2 項、有機溶剤中毒予防規則第 4 条の 2 第 1 項第 1 号、鉛中毒予防規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号及び特定化学物質障害予防規則第 2 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 4 年厚生労働省告示第 274 号。以下「専門家告示（安衛則等）」という。）及び粉じん障害防止規則第 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 4 年厚生労働省告示第 275 号。以下「専門家告示（粉じん則）」という。）については、令和 4 年 9 月 7 日に告示され、令和 5 年 4 月 1 日から適用（一部令和 6 年 4 月 1 日から適用）することとされたところである。

これらの告示の制定の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 制定の趣旨及び概要等について

1 制定の趣旨

今般、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）等の特別則の規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充等を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の

定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入することとし、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）等を公布したところである。

本告示は、これら事業者による化学物質管理を円滑に実施するために、事業場において化学物質の管理を行う化学物質管理者を養成するための講習の内容を定めるとともに、事業場内において化学物質管理を行い、事業場外において化学物質管理に関する助言や評価を行う専門家である化学物質管理専門家の要件を定めるものである。

2 告示の概要等

(1) 講習告示関係

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第12条の5第3項第2号イにおいて、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供されるものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造している事業場においては、講習告示に基づく講習（以下「化学物質管理者講習」という。）を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから化学物質管理者を選任しなければならないと規定しているところ、講習告示は、化学物質管理者講習の科目、内容、時間のほか、科目の免除等について定めたものであること。

(2) 専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）関係

有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第4条の2第1項、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第3条の2第1項、特化則第2条の3第1項第1号及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）第3条の2第1項において、新たに設けた適用除外の要件の1つとして、当該事業場において、化学物質管理専門家が専属で配置されており、化学物質管理専門家がリスクアセスメント（粉じん則にあっては、法第28条の2第1項に規定する危険性又は有害性等の調査）の実施並びに当該リスクアセスメント等の結果に基づく措置等の内容及びその実施に関する事項の管理を行うこと等を規定しており、また、安衛則第34条の2の10第1項に規定する労働基準監督署長による改善指示を受けた事業場等は、同条第2項において、化学物質管理専門家から、当該事業場における化学物質の管理の状況についての確認及び当該事業場が実施し得る望ましい改善措置に関する助

言を受けなければならないと規定しているところ、専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）は、当該化学物質管理専門家について要件を定めたものであること。

（3）施行日

講習告示は、令和6年4月1日から、専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）は、令和5年4月1日から適用することとしたこと。ただし、専門家告示（安衛則等）第2号の規定については、令和6年4月1日から適用することとしたこと。

第2 細部事項

1 講習告示関係

（1）講義及び実習の内容（第1号イ及び同号ロ関係）

ア 化学物質管理者講習の講義の各科目及び実習については、必ずしも連続して行う必要はなく、一定の間を開けて実施しても差し支えないこと。また、受講者の理解度の評価方法については特に定めていないが、何らかの方法により受講者の理解度を評価することが望ましいこと。

イ 講義及び実習は、事業者自らが行うことのほか、他の事業者の実施する講習を受講させることも差し支えないこと。

ウ 実習については、受講者それぞれが、化学物質の危険性又は有害性等の調査等の一連の流れや保護具の選択及び使用を実習することを想定しているため、それらが可能となる実習体制の確保が必要であること。化学物質の危険性又は有害性等の調査等の実習については、実際に各々の事業場で取り扱っている化学物質に関するものとする等、実務に近い内容とすることが望ましいこと。

保護具の選択及び使用の実習については、必ずしもフィットテストについて機器を用いて実習する必要はないが、「保護具の選択及び使用」の管理に必要な能力を身につけられる実習内容とする必要があること。

エ 講義については、オンラインで実施しても差し支えないが、実習については、化学物質の危険性又は有害性等の調査等のためのツール使用や保護具の使用についての実習を含むため、オンラインでの実施は認められないこと。

（2）講義科目の受講の免除（第1号ハ関係）

ア 講義科目の受講の免除ができる者については、それぞれの資格を取得する際に必要な技能講習や試験の科目の内容を踏まえて定めており、当該資格に係る実務経験を求めていることはないこと。

イ 「化学物質の危険性及び有害性並びに表示等」の科目については、

「有機溶剤作業主任者技能講習」、「鉛作業主任者技能講習」、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」の全ての技能講習を修了した者のみが、受講の免除を受けることができること。この場合において、平成 18 年 3 月 31 日以前に「特定化学物質等作業主任者技能講習」を修了した者については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者と同等の者として取り扱って差し支えないこと。

ウ 「第一種衛生管理者の免許を有する者」について、安衛則第 10 条各号に掲げる衛生管理者の資格を有する者は該当しないため、「化学物質の危険性又は有害性等の調査」の科目については、受講の免除の対象とはならないこと。

(3) 講師（第 2 号関係）

講習の講師については、講義及び実習の各科目に定める内容について必要な知識や実務経験等を有する者を想定していること。

(4) その他

ア 化学物質管理者講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者

安衛則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの「化学物質管理者講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者」には、以下の①から③までのいずれかに該当する者が含まれること。

- ① 本告示の適用前に本告示の規定により実施された講習を受講した者
- ② 法第 83 条第 1 項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格し、法第 84 条第 1 項の登録を受けた者
- ③ 専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）で規定する化学物質管理専門家の要件に該当する者

イ 受講記録の保存

選任した化学物質管理者が要件を満たしていることを第三者が確認できるよう、当該化学物質管理者が受講した講習の日時、実施者、科目、内容、時間数等について記録し、保存しておく必要があること。

ウ 安衛則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号ロの規定に基づき、リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場においては、化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有する者と認められるものから化学物質管理者を選任することとされているが、化学物質管理者講習の受講者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習を受講してい

る者から選任することが望ましいこと。この化学物質管理者講習に準ずる講習は、別表に定める科目、内容、時間を目安とし、講義により、又は講義と実習の組み合わせにより行うこと。

2 専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）関係

(1) 化学物質管理専門家の要件（専門家告示（安衛則）第1号イからハ関係、専門家告示（粉じん則）第1号から第3号関係）

ア 化学物質管理専門家に必要な要件について、労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に係る「5年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験」又は「5年以上粉じんの管理に係る業務に従事した経験」については、当該資格取得の前後を問わないこと。

イ 「化学物質の管理に係る業務」には、化学物質管理専門家、作業環境管理専門家、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学に関する業務に限る。）、労働安全コンサルタント（化学安全に関する業務に限る。）、化学物質管理者、化学物質関係作業主任者、作業環境測定士、第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、保護具着用管理責任者の業務が含まれること。

ウ 「粉じんの管理に係る業務」には、粉じん則で規定する粉じん作業に係る管理に係る業務のほか、粉状の化学物質の管理に係る業務が含まれること。

エ 専門家告示（安衛則等）第1号ハ及び専門家告示（粉じん則）第3号で規定する厚生労働省労働基準局長が定める講習については、別途示すところによること。

(2) 同等以上の能力を有すると認められる者（専門家告示（安衛則等）第1号ニ関係、専門家告示（粉じん則）第4号関係）

専門家告示（安衛則等）第1号ニ及び専門家告示（粉じん則）第4号で規定する「同等以上の能力を有すると認められる者」については、以下のアからオまでのいずれかに該当する者が含まれること。

ア 法第82条第1項の労働安全コンサルタント試験（試験の区分が化学であるものに限る。）に合格し、法第84条第1項の登録を受けた者であって、その後5年以上化学物質に係る法第81条第1項に定める業務（専門家告示（粉じん則）第4号においては、粉じんに係る法第81条第1項に定める業務）に従事した経験を有するもの

イ 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が運用している「生涯研修制度」によるCIH（Certified Industrial Hygiene Consultant）労働衛生コンサルタントの称号の使用を許可されているもの

- ウ 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者
- エ 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者
- オ 労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）第12条の衛生管理士（法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験（試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。）に合格した者に限る。）に選任された者であって、5年以上労働災害防止団体会法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者
- カ 産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科を卒業し、産業医大認定ハイジニスト制度において資格を保持している者

第3 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和4年5月31日付け基発0531第9号）の改正について

- 1 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和4年5月31日付け基発0531第9号。以下「施行通達」という。）第1中改正の趣旨及び概要等の4（1）について、次表のとおり改正する。

	改正前	改正後
4 (1)	（前略）ただし、2（2）イ及びエ、（3）ア、ウ①、④、⑤、エ前段（努力義務）、（4）（2（3）ウ①に係るものに限る。）、（5）、（6）、（8）に係る規定及び当該規定に係る経過措置については、令和5年4月1日から、2（1）、2（2）ウ、（3）イ、ウ②、③、エ、（後略）	（前略）ただし、2（2）イ及びエ、（3）ア、ウ①、④、⑤、エ前段（努力義務）、 <u>エ後段</u> 、（4）（2（3）ウ①に係るものに限る。）、（5）、（6）、（8）に係る規定及び当該規定に係る経過措置については、令和5年4月1日から、2（1）、2（2）ウ、（3）イ、ウ②、③、 <u>エ前段（義務）</u> 、（後略）

- 2 施行通達第4中細部事項9（1）ウについて、次表のとおり改正する。

	改正前	改正後
9 (1) ウ②	<u>3年以上労働衛生コンサルタント</u> （試験の区分が労働衛生工学又は化学であるものに合	労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学であるものに合格した者に限る。）

	格した者に限る。)としてその業務に従事した経験を有する者	又は労働安全コンサルタント(試験の区分が化学であるものに合格した者に限る。)であって、3年以上化学物質又は粉じんの管理に係る業務に従事した経験を有する者
9 (1) ウ④	衛生管理士(法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験(試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。)に合格した者に限る。)に選任された者で、その後3年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務を行った経験を有する者	衛生管理士(法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験(試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。)に合格した者に限る。)に選任された者であって、3年以上労働災害防止団体法第11条第1項の業務又は化学物質の管理に係る業務を行った経験を有する者

別表

リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場における
化学物質管理者講習に準ずる講習

科目	範囲	時間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	1 時間 30 分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	2 時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	1 時間 30 分
化学物質を原因とする災害発生時の対応	災害発生時の措置	30 分
関係法令	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）中の関係条項	30 分

産業医科大学認定ハイジニスト規程

令和5年5月19日 産医大規程第19号

(目的)

第1条 この規程は、産業医科大学（以下「大学」という。）の産業保健学部産業衛生科学科の卒業生（以下「卒業生」という。）に対して、大学が実施する産業医大認定ハイジニスト（以下「ハイジニスト」という。）の認定及び認定の更新（以下「認定等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 大学に、認定等に係る評価、判定その他必要な業務を行うため、産業医大認定ハイジニスト審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2 委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(認定)

第3条 認定は、次の各号に掲げる事項に基づき実施する。
(1) 申請者は、1年以上の化学物質管理に関する実務経験を有した大学の卒業生であること。
(2) 申請者が認定を希望するときは、大学が定める必要な書類等を添えて学長に申請すること。
(3) 申請者は、大学が定める所定の試験に合格したものであること。
(4) 学長は、認定申請を受けたときは、委員会の議を経て認定の可否を決定すること。
(5) 認定時にやむを得ない理由により認定手続きができなかった者の取扱いは、委員会の議を経て学長が決定すること。
2 前項第2号に規定する認定に係る申請書類の様式及び同項第3号に規定する試験内容は、別に定める。

(認定の更新)

第4条 認定の更新は、次の各号に掲げる事項に基づき実施する。
(1) 認定の有効期間は5年とし、認定の更新を行わない者は、認定証の交付日から5年をもって失効すること。
(2) 申請者が認定の更新を希望するときは、大学が定める必要な書類等を添えて学長に申請すること。
(3) 学長は、認定の更新申請を受けたときは、委員会の議を経て更新の可否を決定すること。
(4) 認定の更新要件は、認定の有効期間内に、大学が別に定める基準による評点を100点以上取得すること。
(5) 評点の審査は、原則として第2号に規定する書類をもって行うこと。
(6) 認定更新時にやむを得ない理由により更新手続きができなかった者の取扱いは、委員会の議を経て学長が決定すること。
2 前項第2号に規定する認定の更新に係る申請書類の様式は、別に定める。

(庶務)

第5条 認定等に関する庶務は、キャリア支援課において行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、認定等の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行し、施行日以降に産業衛生科学科を卒業した者について適用する。

産業医大認定ハイジニスト審査委員会細則

令和5年5月19日 産医大内達第20号

(目的)

第1条 この細則は、産業医科大学認定ハイジニスト規程（令和5年規程第19号）第2条第2項の規定に基づき、産業医大認定ハイジニスト審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 産業医大認定ハイジニスト（以下「ハイジニスト」という。）の認定及び認定の更新に関する事項
- (2) ハイジニスト制度の運用に関する事項
- (3) 前2号のほか、ハイジニストに関する事項

(組織等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうち学長が指名する者 1名
 - (2) 産業保健学部長
 - (3) 産業保健学部産業衛生科学科の教授のうち学長が指名する者 若干名
 - (4) 産業保健学部から選出された者 若干名
 - (5) 外部有識者 若干名
 - (6) その他委員長が必要と認めた者 若干名
- 2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 3 第1項第3号から第6号までの委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 3 委員会は、必要に応じ開催する。
- 4 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立する。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、キャリア支援課において行う。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第3号から第6号までの規定により最初に選出される委員の任期の開始は、この細則の施行の日とし、その任期は第3条第3項の規定にかかわらず令和8年3月31日までとする。

産業医大認定ハイジニスト

(更新には5年間で100点以上が必要)

評点基準

カテゴリー	内 容	評 点	上 限
			(又は必須)
I	産業衛生学会（労働衛生）分野における活動（フルタイムを基本とするa）	15点/年（フルタイム）	
II	産業医大認定ハイジニスト審査委員会（以下「審査委員会」という。）が認定する講習等の技術研修b）の受講、あるいは認定委員会が認定する学会等の学術集会c）への参加	0.5点/時間	30 (必須)
III	審査委員会が認定する学術雑誌等d）への論文の掲載	査読付筆頭著者：4点/編	50
		査読付共著者：2点/編	
		査読無著者：1点/編	
IV	審査委員会が認定する学会等の学術集会c）における口頭発表	口頭発表：2点/件	20
V	審査委員会が認定する講習・学術集会等における講師b）c）	1点/時間	20
VI	産業医大認定ハイジニスト審査委員会への参画	1点/年	20

a 活動がフルタイムでない場合
 活動がフルタイムでない場合、その活動時間をフルタイムに換算して評点とする（たとえば、活動時間が半日程度であれば7.5点/年）。

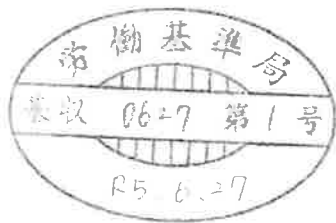
b 評点にかかわる技術研修

技術研修（実施主体）	参加形態	評点の対象として選定する理由
産業医科大学（以下「本学」という。）産業保健学部 情報提供研修会、日本作業環境測定協会（以下「日測協」という。）のブラッシュアップ講習	受講又は講師	作業環境測定士を対象に、技術、法令等の変化にキャッチアップすることを目的として行う研修。特別講演、パネルディスカッション等で構成し、その時々タイムリーなテーマを選定し、専門家が講師を担当するので、適切である。
産業保健総合支援センター 労働衛生研修会、日測協の中央シンポジウム	受講又は講師	作業環境測定・評価推進運動の一環として本部が企画して行う。特別講演、パネルディスカッション等で構成し、その時々タイムリーなテーマを選定し、専門家が講師を担当するので、適切である。
産業衛生科学研修会 本学 産業衛生科学科（新設） 年4回 8時間/回（オンライン受講可）	受講	産業衛生学についての研修である。講師は本学産業衛生科学科の教員であり、新しい情報について講義する。卒後の教育として適切である。
コンサルタント専門研修会（労働安全衛生コンサルタント会）	受講又は講師	労働安全衛生コンサルタント会が例年実施するコンサルタントのための「労働衛生研修会」。講師は専門家であり、また内容的にも適切と考えられる。
日本産業衛生学会地方会研修会、産業医学推進研究会、日測協のほか、労働安全衛生コンサルタント会、中央労働災害防止協会、都道府県産業保健推進センターその他の関連団体が主催するオキュペイショナルハイジーン分野の研修のうち、認定委員会の認定したもの（その都度審査する）	受講又は講師	候補となる研修は、本学が積極的に発掘に努めるほか、更新認定を目指す者は、適切と思われる研修について評点の対象とする認定を、本学に申請することができるものとする。認定申請が行われた場合は、本学は原則として、認定委員会に意見を聞くものとする。
AIHA等国外の研修機会		

c 評点にかかわる学会等

学会等（実施主体）	参加形態	評点の対象として選定する理由
産業医科大学学会、日測協の作業環境測定研究発表会、日本労働衛生工学会、日本産業衛生学会、衛生学会	発表又は参加	いずれも歴史ある研究発表会や学会であり、適切である。
IOHA、AIHA、その他認定委員会が認定する学会等	発表又は参加	候補となる学会等は、本学が積極的に発掘に努めるほか、更新認定を目指す者は、適切と思われる研修会について評点の対象とする認定を、本学に申請することができるものとする。認定申請が行われた場合は、本学は原則として、認定委員会に意見を聞くものとする。

d 評点にかかわる学術雑誌等
 『労働衛生工学』、『Industrial Health』におけるオキュペイショナルハイジーン分野の論文、『Journal of Occupational and Environmental Hygiene』、その他認定委員会が認定する学術雑誌等、巻頭言、随筆、紹介文、座談会における発言等は対象とならない。
 附則 本基準は、令和5年6月1日から施行する。



産医大発第 230136 号
令和 5年 6月 21日

厚生労働省
労働基準局長 鈴木 英二郎 殿

産業医科大学
学長 上田 陽



産業医大認定ハイジニスト制度の制定に係る化学物質管理専門家の要件と同等の能力を有すると認められる者の該当に関する適用について（依頼）

標記につきましては、別紙資料のとおり、産業医科大学において、産業医大認定ハイジニスト制度（令和5年6月1日施行）を制定いたしましたので、産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科を卒業し、当該制度において資格を保持している者が労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について（令和4年9月7日、基発0907第1号）の第2 細部事項「2 専門家告示（安衛則等）及び専門家告示（粉じん則）関係のうち、化学物質管理専門家と「(2) 同等以上の能力を有する者（専門家告示（安衛則等）第1号ニ関係、専門家告示（粉じん則）第4号関係）」に該当する者となるようご依頼申し上げます。

<別紙資料>

- ・ 産業医科大学認定ハイジニスト制度について
- ・ 産業医科大学認定ハイジニスト規程
- ・ 産業医大認定ハイジニスト更新基準

オキュベシヨナルハイジニスト養成に必要なカリキュラム 対比表 (I)
 (日本作業環境測定協会専門研修カリキュラムに対する産業衛生科学科カリキュラム)

日本作業環境測定協会 オキュベシヨナルハイジニスト 専門研修カリキュラム	学 科 産業医科大学 産業保健学部 産業衛生科学科	専 門 研 修 カ リ キ ュ ラ ム																備 考							
		1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3								
コース、項目番号、項目名	時間	合計時間 (内訳)	E11.3	E11.5	E20.4	E20.9	E21.4	E21.5	E21.7	E22.0	C302	C306	E303	E304	E305	E306	E307	E309	E310	E311	E313	E314	E315	E320	
1 化学物質等の規制、管理の内外の動向に関する知識																									
1-1 日本の法制書	2.0	24.0							24.0																
世界の安全衛生の動向の理解		(11.5)					0.5										1.0								
1-2 国の安全衛生及び環境	2.0	3.5	(1.0)												0.5		0.5								
環境安全衛生		(1.0)					0.5										0.5								
ILOの動き		(1.0)					0.5										0.5								
1-3 国境及び国境間の環境、安全の動き	2.0	2.0	(1.0)				0.5										0.5								
2 労働環境のリスク評価・リスクとばく露管理																									
2-1 ばく露評価と管理	5.0	5.5		3.0			0.5							1.0			3.0							1.0	
2-2 ばく露評価と管理	2.0	2.0																							
2-3 リスク評価と評価、方法	2.0	4.0					1.0										3.0								
2-4 ばく露評価と管理	2.0	2.0		1.0																				1.0	
3 労働環境のハザード評価																									
3-1 毒性物質の体内動態	3.0	4.5									1.0	0.5												1.5	
3-2 発がん物質	2.0	3.0										1.5												1.5	
3-3 化学物質の毒性の検出方法	2.0	4.0										1.0												3.0	
3-4 化学物質のリスクへの評価とばく露管理の確保	5.0	10.5														0.5								10.0	
3-5 ハザード評価とその区分	3.0	4.0														0.5								3.5	
3-6 化学物質等による毒性評価	3.0	2.5									1.5													1.5	
4 物理的有害因子のリスク管理																									
4-1 非電離放射線のリスク管理	3.0	3.5		0.5													0.5							4.5	
4-2 電離放射線のリスク管理	3.0	3.0		0.5												2.5									
4-3 騒音のリスク管理	2.0	2.5		0.5												1.0						1.0		4.5	
4-4 振動のリスク管理	2.0	2.5		0.5						1.5												1.0		4.5	
4-5 熱のリスク管理	2.0	2.5		0.5							0.5						0.5					1.0			
4-6 騒音・超音波のリスク管理	2.0	15.0															1.0	9.0			3.5	4.5			
5 生物学的有害因子のリスク管理																									
5-1 生物学的ハザード因子とその性質	3.0	5.5	(5.0)				0.5							3.0	1.5										
生物学的ハザードによるリスクとその評価	3.0	5.5	(0.5)				0.5																		
リスク管理の状況		(1.0)					0.5																		
6 一般環境のハザード・リスク評価、リスク管理																									
6-1 環境汚染概論	2.0	4.5		3.0																				1.5	
6-2 環境保護概論	2.0	3.0		1.5																				1.5	
7 労働衛生工学概論																									
7-1 有害化学物質等の発散抑制のための工学的対策	5.0	15.0															7.0	12.0							
7-2 排ガス・粉じん・臭気の評価	2.0	4.0															4.0								
7-3 保護具	2.0	3.5								0.5						0.5	1.5	6.0							
8 環境管理の工学対策(作業場、作業環境)																									
8-1 化学工学の基礎	5.0	32.0	(1.0)														1.0								
液体工学の基礎		(23.0)															2.0								
粉体工学の基礎		(8.0)															2.0	6.0							
9 労働衛生学及び労働工学的課題																									
9-1 健康看護学概論	2.0	3.0															3.0								
9-2 労働衛生教育概論	1.0	1.5															1.5								
9-3 職業性疾患概論	1.0	3.0					1.5					1.5													
9-4 精神保健概論	2.0	3.0					1.5								1.5	3.0									
9-5 人間工学	4.0	22.5																				22.5			
10 労働衛生概論																									
10-1 労働衛生概論	2.0	32.0	(22.5)				22.5										0.5								
食品衛生法及び労働衛生法		(3.5)																							
労働安全衛生法		(3.0)							9.0																
11 疫学調査																									
11-1 疫学調査	3.0	4.0				1.0									3.0										
12 リスクコミュニケーション																									
12-1 既存リスク、リスクコミュニケーション	1.5	1.5						1.0																0.5	
12-2 既存リスク、リスクコミュニケーション	0.5	2.5		1.5																				1.0	
合 計 時 間	93.0	269.0		6.0	6.5	23.5	21.0	3.0	6.0	33.0	2.0	7.5	11.0	1.0	2.0	11.0	8.5	4.0	20.0	31.0	22.5	3.5	13.5	13.0	9.5

オキュペイショナルハイジニスト養成に必要なカリキュラム 対比表 (II)
 (産業衛生科学科カリキュラムに対する日本作業環境測定協会専門研修カリキュラム)

産業衛生科学科カリキュラム				根拠資料	日本作業環境測定協会オキュペイショナルハイジニスト専門研修カリキュラム		
科目名	授業回	授業内容	時間	フォルダ名	コース	項目番号	項目名
E113 産業衛生科学入門	2	産業衛生科学科で学ぶこと	6.0	A01	一般環境のハザード・リスク評価、リスク管理	6-2	環境保健概論
	9	環境に習性生物		A02		6-3	環境科学概論
	12	人にやさしい、地球にやさしい		A03		12-2	風評リスク・リスクコミュニケーション
	13	人の行動と組織・社会					
E115 作業環境管理概論	4	作業環境と管理意識	3.0	B01	労働環境のリスク評価、リスクとばく露管理	2-1	ばく露評価と管理
	14	化学物質のリスクアセスメント、SDSの読み方、個人防護具の個人別対応	5.0	B02		2-4	ばく露評価と管理
	11	測定対象物質と事務所環境	0.5	B03		4-2	放射線放射線のリスク管理
	12	有害因子② 騒音・振動・電磁波	0.5	B04		4-1	非電磁放射線のリスク管理
	12	有害因子② 騒音・振動・電磁波	0.5	B05		4-3	振動のリスク管理
	13	有害因子③ 高気圧・温熱・酸素欠乏	0.5	B06		4-4	温熱のリスク管理
	13	有害因子③ 高気圧・温熱・酸素欠乏	0.5	B07		4-5	気圧のリスク管理
E104 基礎統計学	1~15	統計学とは、データの分布を考える 他	23.5	C01	公衆衛生概論	10-1	衛生統計学概論
	14	コンピュータ演習：データ分析		C02	疫学調査	11-1	疫学調査
	15	コンピュータ演習：総合課題					
E209 流体工学(含演習)	1~14	流体とは何か 他	21.0	D01	環境管理の工学的対応(作業環境、一般環境)	8-1	流体力学の基礎
E214 産業保健学概論	3	労働環境に起因する健康障害とその予防	3.0	E01	労働衛生学及び人間工学的課題	9-3	職業性災害概論
	3	健康有害要因の評価		E02		9-4	精神保健概論
	3	労働者の健康影響の評価					
	10	健康リスク対策					
E215 作業環境管理概論	1	作業環境管理の意義	6.0	F01	労働環境のリスク評価、リスクとばく露管理	1-3	ILOの動き
	1	作業環境管理の定義		F02		1-3	風評及び風評被害の環境・安全の動き
	1	作業環境管理の定義		F03		2-1	ばく露評価と管理
	28	実際の企業における労働安全衛生管理		F04		2-3	リスク評価と手順、方法
	22	作業環境管理方法の基礎		F05		1-2	世界の安全衛生の潮流の理解
	23	作業環境管理方法の実際		F06		1-2	米国安全衛生法
	24	作業環境管理方法の課題		F07		12-1	風評リスク・リスクコミュニケーション
	28	実際の企業における労働安全衛生管理		F08		5-1	生物学的ハザード因子とその性質
	29	実際の企業における労働安全衛生管理		F09		5-1	生物学的ハザードによるリスクとその対策
	30	実際の企業における労働安全衛生管理		F10		5-1	リスク削減対策
E217 労働衛生関連法規	1~6	労働安全衛生法総論(法律用語、他の法規等との関係) 他	33.0	G01	公衆衛生概論	10-1	衛生行政概論
	7~22	労働安全衛生法に関する判例 他		G02	化学物質等の規制、管理の科学的動向に関する知識	1-1	日本の法制概
E220 作業管理概論	5	職場環境と作業管理	3.0	H01	労働環境のリスク評価、リスクとばく露管理	4-4	温熱のリスク管理
	6	騒音対策		H02		7-3	保護具
C963 人体環境学	11	組織・細胞系機能I	2.5	I01	労働環境のハザード評価	3-1	毒性物質の体内動態
	12	組織・細胞系機能II		I02		3-6	化学物質による毒性総論
C966 職業病発生学概論	1	作業要因に関連した疾病	33.0	J01	労働衛生学及び人間工学的課題	4-5	気圧のリスク管理
	2	ガス中毒・金属中毒		J02		3-1	毒性物質の体内動態
	2	ガス中毒・金属中毒		J03		3-3	化学物質の毒性の検出方法
	3	職業癌		J04		1-2	熱が人体に与える影響
	4	有機溶剤中毒					
	5	じん肺					
	6	職業性アレルギー		J05		9-3	職業性皮膚病概論
	7	作業関連疾患					
	9	今後の課題及びまとめ					
E303 調査情報管理概論	1~2	平均値、標準偏差、相関係数、グラフの作成、平均値の算出の検定	7.0	K01	疫学調査	11-1	疫学調査
	18	質問紙調査データの解析①		K02		2-2	ばく露評価と管理
	8	疫学調査モデルの活用方法 (HMac2.0を使ってみる)		K03		5-1	生物学的ハザード因子とその性質
	14~15	疫学調査と生物学的・環境学的データの関係性を考える(相関と因果)					
E304 健康心理学	9	生活習慣病・代謝異常・精神疾患	3.0	L01	公衆衛生概論	10-1	産業保健および労働環境
	13	精神科疾患および自殺とメンタルヘルス対策		L02	労働衛生学及び人間工学的課題	9-4	精神保健概論
E305 産業保健学	2~3	メンタルヘルス対策	11.0	M01	労働衛生学及び人間工学的課題	5-4	精神保健概論
	5	生物因子の生体影響		M02		5-1	生物学的ハザード因子とその性質
	6	有機溶剤、特定化学物質の生体影響		M03		3-4	化学物質の毒性の検出方法
	6	有機溶剤、特定化学物質の生体影響		M04		3-5	ハザード評価とその区分
	3	健康心理学/健康心理学概論、外部機関の活用		M05		9-1	健康心理学概論
	9	健康心理学/産業保健と事後措置		M06			
	12	作業管理		M07		7-3	保護具
	14	基礎教育・労働衛生教育②企画		M08		9-2	労働衛生教育概論
	15	化学物質管理の動向		M09		1-2	EILの安全衛生及び環境

産業衛生科学カリキュラム			根拠資料	日本作業環境測定協会オキムベイショナルハイジニスト専門研修カリキュラム								
科目名	授業科目	授業内容	時間	フェルダ名	コース	項目番号	項目名					
E306	作業環境管理学習Ⅰ											
	1	作業環境測定のためのデザイン概論	3.0	N01	労働環境のリスク評価・リスクとばく露管理	2-3	リスク評価と手順、方法					
	2	化学物質管理と作業環境測定の関係										
	3	作業環境測定のためのデザイン概論(測定点)	3.5	N02	物理的有害因子のリスク管理	4-2	電磁放射線のリスク管理					
	4	個人サンプターを使用した作業環境管理の目的										
30	総括											
5~6	個人サンプターを使用した作業環境管理の方法	3.0	N03	労働環境のリスク評価・リスクとばく露管理	2-1	ばく露評価と管理						
E307	作業環境管理学習Ⅱ											
	1	作業環境測定結果の記録	4.0	Q01	化学物質等の危険、有害の付与の動向に関する知識	1-3	ILOの動き					
	1	作業環境測定結果の記録										
	17	施設作業場以外の作業場の環境評価(騒音)										
	28	総括										
	28	総括										
30	総括											
E309	労働衛生工学											
	5	粉じんおよび繊維状物質	3.0	P01	労働管理の工学的対策(作業環境、一般環境)	3-1	粉じん工学の基礎					
	11~12	流体力学および流体工学										
	13~14	局所排気装置										
	5	粉じんおよび繊維状物質	4.0	P04	労働衛生工学概論	7-2	騒音・粉じん・悪臭の処理					
	23~24	局所排気装置の設計講習										
	25	プッシュプル型換気装置と全換気										
	6	有機溶剤、揮発性化学物質の性質と挙動	1.0	P07	労働管理の工学的対策(作業環境、一般環境)	3-1	化学工学の基礎					
	7	騒音・騒音対策										
	9	物理的有害因子の性質と対策										
	9	物理的有害因子の性質と対策	0.5	P09	物理的有害因子のリスク管理	4-1	非電離放射線のリスク管理					
	10	全換気による環境改善の基本的手法										
	11~12	流体力学および流体工学										
	13~14	局所排気装置	2.0	P12	労働管理の工学的対策(作業環境、一般環境)	3-1	流体工学の基礎					
	15~16	基礎実習										
17~20	局所排気装置											
21	局所排気装置の設計講習	7.0	P15	労働衛生工学概論	7-1	有害化学物質の発散抑制のための工学的対策						
E310	労働衛生工学実習											
	3~5	騒音の測定	9.0	Q01	物理的有害因子のリスク管理	4-6	騒音・超音波のリスク管理					
	6~8	騒音対策										
	9~11	労働衛生保護具										
	12~14	局所排気装置										
15~18	局所排気装置											
19~20	全換気とプッシュプル型換気装置	12.0	Q04	労働衛生工学概論	7-1	有害化学物質の発散抑制のための工学的対策						
E311	人間工学											
	1~15	人間工学の概念と定義	22.5	R01	労働衛生学及び人間工学的課題	3-5	人間工学					
E313	労働生理学(含検査処置)											
	11	暑熱環境下での生理変化と危険性	3.5	S01	物理的有害因子のリスク管理	4-4	湿熱のリスク管理					
	17	労働環境と視覚、聴覚、嗅覚、触覚の生理										
	18	労働に伴うストレス、疲労										
	17	労働環境と視覚、聴覚、嗅覚、触覚の生理										
17	労働環境と視覚、聴覚、嗅覚、触覚の生理											
E314	労働生理学実習											
	4~6	暑熱環境下における生理変化の測定と評価	13.5	T01	物理的有害因子のリスク管理	4-4	湿熱のリスク管理					
	19~21	事務的作業による疲労度の測定と評価										
	13~15	聴力の測定と評価										
13~15	聴力の測定と評価											
E315	職業起因性病態学(中毒学)											
	6	有害物質によるアレルギー	10.0	U01	労働環境のハザード評価	3-4	化学物質等の人体への作用形態とばく露限界等の設定					
	9	有害物質の発癌性(1)呼吸器毒性										
	10	有害物質の発癌性(2)神経毒性										
	11	有害物質の発癌性(3)皮膚毒性・血液毒性										
	13	有害物質の発癌性(4)肝毒性・腎毒性										
	14	有害物質の発癌性(5)生殖毒性										
	15	有害物質の発癌性(6)その他の毒性、および全体の対応										
	1	中毒学概論	15.0	U08	労働環境のハザード評価	3-5	ハザード情報とその区分					
	2	有害物質の体内動態および代謝										
	3	標的臓器の中毒学										
	4	有害物質の発癌性とがん発生										
	5	産業毒物学と毒害のメカニズム										
	7	有害物質のモニタリング										
1	中毒学概論											
E320	リスク管理											
	1	リスクマネジメントとは	9.5	V01	労働環境のリスク評価・リスクとばく露管理	2-2	ばく露評価と管理					
	11	化学物質リスクアセスメント										
	15	総括										
	2	リスク認知とリスクコミュニケーション										
	2	リスク認知とリスクコミュニケーション										
	4	職場におけるリスクアセスメント①化学物質										
	5	職場におけるリスクアセスメント②GHS										
	12	事例 Risk Learningによる定量的方法										
	13	深層リスクへのアプローチ										
	1	リスクマネジメントとは						1.0	V01	労働環境のリスク評価・リスクとばく露管理	2-2	ばく露評価と管理
	11	化学物質リスクアセスメント						1.0	V02	労働環境のリスク評価・リスクとばく露管理	2-4	ばく露評価と管理
	15	総括						0.5	V03	リスクコミュニケーション	12-1	職場リスク・リスクコミュニケーション
2	リスク認知とリスクコミュニケーション	1.0						V04	リスクコミュニケーション	12-2	職場リスク・リスクコミュニケーション	
4	職場におけるリスクアセスメント①化学物質	3.0	V05	労働環境のハザード評価	3-5	ハザード情報とその区分						
5	職場におけるリスクアセスメント②GHS	1.5	V06	労働環境のハザード評価	3-5	ハザード情報とその区分						
12	事例 Risk Learningによる定量的方法	1.5	V07	労働環境のハザード評価	3-5	ハザード情報とその区分						
13	深層リスクへのアプローチ	1.5	V07	労働環境のハザード評価	3-5	ハザード情報とその区分						

日本作業環境測定協会COH

(更新には5年間で100点以上が必要)

評点基準

カテゴリー	内 容	評 点	上 限
			(又は必須)
I	産業衛生学会(労働衛生)分野における活動(フルタイムを基本とするa)	10点/年(フルタイム)	
II	認定委員会が認定する講習等の技術研修b)の受講、あるいは認定委員会が認定する学会等の学術集会c)への参加	0.5点/時間	30 (必須)
III	認定委員会が認定する学術雑誌等d)への論文の掲載	査読付筆頭著者: 4点/編	50
		査読付共著者: 2点/編	
		査読無著者: 1点/編	
IV	認定委員会が認定する学会等の学術集会c)における口頭発表	口頭発表: 2点/件	20
V	認定委員会が認定する講習・学術集会等における講師b) c)	1点/時間	20
VI	認定ハイジニストに関する委員会への参画	1点/年	20

a 活動がフルタイムでない場合

活動がフルタイムでない場合、その活動時間をフルタイムに換算して評点とする(たとえば、活動時間が半日程度であれば5点/年)。

b 評点にかかわる技術研修

技術研修(実施主体)	参加形態	評点の対象として選定する理由
ブラッシュアップ講習(日測協)	受講又は講師	作業環境測定士を対象に、技術、法令等の変化にキャッチアップすることを目的として行う研修。特別講演、パネルディスカッション等で構成し、その時々タイムリーなテーマを選定し、専門家が講師を担当するので、適当である。
中央シンポジウム(日測協)	受講又は講師	作業環境測定・評価推進運動の一環として本部が企画して行う。特別講演、パネルディスカッション等で構成し、その時々タイムリーなテーマを選定し、専門家が講師を担当するので、適当である。
新任あるいは中堅作業環境測定士講習(日測協)	講師	内容は新任ないし中堅測定士向きであるが、講師を務める場合に限り評価することとする。
コンサルタント専門研修会(労働安全衛生コンサルタント会)	受講又は講師	労働安全衛生コンサルタント会が例年実施するコンサルタントのための「労働衛生研修会」。講師は専門家であり、また内容的にも適切と考えられる。
日測協のほか、労働安全衛生コンサルタント会、中央労働災害防止協会、都道府県産業保健推進センターその他の関連団体が主催するオキュペイショナルハイジーン分野の研修のうち、認定委員会の認定したもの(そのつど審査する)	受講又は講師	候補となる研修は、日測協が積極的に発掘に努めるほか、更新認定を目指す者は、適当と思われる研修会について評点の対象とする認定を、日測協に申請することができるものとする。認定申請が行われた場合は、日測協は原則として、認定委員会に意見を聞くものとする。
AIHA等国外の研修機会		

c 評点にかかわる学会等

学会等(実施主体)	参加形態	評点の対象として選定する理由
作業環境測定研究発表会(日測協)、日本労働衛生工学会、日本産業衛生学会	発表又は参加	いずれも歴史ある研究発表会や学会であり、適当である。
IOFA、AIHA、その他認定委員会が認定する学会等	発表又は参加	候補となる学会等は、日測協が積極的に発掘に努めるほか、更新認定を目指す者は、適当と思われる研修会について評点の対象とする認定を、日測協に申請することができるものとする。認定申請が行われた場合は、日測協は原則として、認定委員会に意見を聞くものとする。

d 評点にかかわる学術雑誌等

『労働衛生工学』、『Industrial Health』におけるオキュペイショナルハイジーン分野の論文、『Journal of Occupational and Environmental Hygiene』、その他認定委員会が認定する学術雑誌等。

巻頭言、随筆、紹介文、座談会における発言等は対象とならない。

附則 本規程は平成22年1月1日から施行する。

附則 本規程は平成25年4月1日から施行する。

附則 本規程は令和2年7月15日から施行する。

産業医大認定ハイジニスト

(更新には5年間で100点以上が必要)

評点基準

カテゴリー	内 容	評 点	上 限
			(又は必須)
I	産業衛生学会(労働衛生)分野における活動(フルタイムを基本とするa)	15点/年(フルタイム)	
II	産業医大認定ハイジニスト審査委員会(以下「審査委員会」という。)が認定する講習等の技術研修b)の受講、あるいは認定委員会が認定する学会等の学術集会c)への参加	0.5点/時間	30 (必須)
III	審査委員会が認定する学術雑誌等d)への論文の掲載	査読付筆頭著者: 4点/編	50
		査読付共著者: 2点/編	
		査読無著者: 1点/編	
IV	審査委員会が認定する学会等の学術集会c)における口頭発表	口頭発表: 2点/件	20
V	審査委員会が認定する講習・学術集会等における講師b) c)	1点/時間	20
VI	産業医大認定ハイジニスト審査委員会への参画	1点/年	20

a 活動がフルタイムでない場合

活動がフルタイムでない場合、その活動時間をフルタイムに換算して評点とする(たとえば、活動時間が半日程度であれば7.5点/年)。

b 評点にかかわる技術研修

技術研修(実施主体)	参加形態	評点の対象として選定する理由
産業医科大学(以下「本学」という。)産業保健学部 情報提供研修会、日本作業環境測定協会(以下「日測協」という。)のブラッシュアップ講習	受講又は講師	作業環境測定士を対象に、技術、法令等の変化にキャッチアップすることを目的として行う研修。特別講演、パネルディスカッション等で構成し、その時々タイムリーなテーマを選定し、専門家が講師を担当するので、適切である。
産業保健総合支援センター 労働衛生研修会、日測協の中央シンポジウム	受講又は講師	作業環境測定・評価推進運動の一環として本部が企画して行う。特別講演、パネルディスカッション等で構成し、その時々タイムリーなテーマを選定し、専門家が講師を担当するので、適切である。
産業衛生科学研修会 本学 産業衛生科学科(新設) 年4回 8時間/回(オンライン受講可)	受講	産業衛生学についての研修である。講師は本学産業衛生科学科の教員であり、新しい情報等について講義する。卒後の教育として適切である。
コンサルタント専門研修会 (労働安全衛生コンサルタント会)	受講又は講師	労働安全衛生コンサルタント会が例年実施するコンサルタントのための「労働衛生研修会」。講師は専門家であり、また内容的にも適切と考えられる。
日本産業衛生学会地方会研修会、産業医学推進研究会、日測協のほか、労働安全衛生コンサルタント会、中央労働災害防止協会、都道府県産業保健推進センターその他の関連団体が主催するオキュペイショナルハイジーン分野の研修のうち、認定委員会の認定したもの(その都度審査する)	受講又は講師	候補となる研修は、本学が積極的に発掘に努めるほか、更新認定を目指す者は、適切と思われる研修会について評点の対象とする認定を、本学に申請することができるものとする。認定申請が行われた場合は、本学は原則として、認定委員会に意見を聞くものとする。
AIHA等国外の研修機会		

c 評点にかかわる学会等

学会等(実施主体)	参加形態	評点の対象として選定する理由
産業医科大学学会、日測協の作業環境測定研究発表会、日本労働衛生工学会、日本産業衛生学会、衛生学会	発表又は参加	いずれも歴史ある研究発表会や学会であり、適切である。
IOHA、AIHA、その他認定委員会が認定する学会等	発表又は参加	候補となる学会等は、本学が積極的に発掘に努めるほか、更新認定を目指す者は、適当と思われる研修会について評点の対象とする認定を、本学に申請することができるものとする。認定申請が行われた場合は、本学は原則として、認定委員会に意見を聞くものとする。

d 評点にかかわる学術雑誌等

『労働衛生工学』、『Industrial Health』におけるオキュペイショナルハイジーン分野の論文、『Journal of Occupational and Environmental Hygiene』、その他認定委員会が認定する学術雑誌等。巻頭言、随筆、紹介文、座談会における発言等は対象とならない。

附則 本基準は、令和5年6月1日から施行する。

産業医大認定ハイジニスト制度

産業衛生科学科

安全衛生・化学物質管理の

充実したカリキュラム

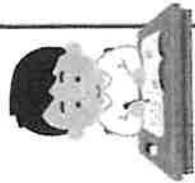
【約3,000時間】

講義
演習
学内実習

現場実習
180時間

主な教育内容

- ◆ 科学的な基礎学問
- ◆ 統計学的手法
- ◆ 生理学
- ◆ 解剖学
- ◆ 毒性学
- ◆ 有害物質の挙動
- ◆ 生物学的な有害性物質
- ◆ リスクアセスメント
- ◆ 疫学手法
- ◆ ばく露モニタリング方法
- ◆ リスクアセスメント手法
- ◆ 設備の改善技術
- ◆ エルゴノミクス
- ◆ 安全衛生関係法令



実践的な力を
有し卒業

就職

事業場等において化学物質管理
等の1年以上の実務経験

実践力を
高める



産業医科大学所定の認定試験

認定（5年間）

最新の
動向・知識
を学修

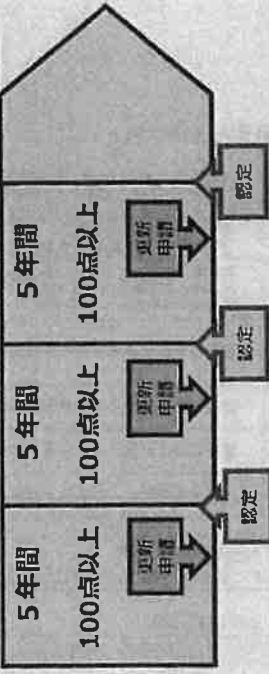
更新制(5年毎)

更新申請のためには研修会等を受講し
5年間で受講点(100点以上)が必要

【受講例】

- ◆ 産業保健学部情報提供事業研修会受講 (30点)
- ◆ コンサルタント専門研修会受講 (30点)
- ◆ 産業衛生科学科研修会(年4回)受講
- ◆ その他OHに関する研修会

産業医大認定ハイジニスト



茨労発基0711第1号の2
令和5年7月11日

関係団体の長 殿

茨城労働局長
(公印省略)

皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について

厚生労働行政の推進について、日頃より格段のご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、令和6年4月1日から施行される労働安全衛生規則第594条の2第1項に規定する皮膚等障害化学物質等については、「労働安全衛生法施行規則等の一部を改正する省令について」（令和4年5月31日付け基発0531第9号）の記の第4の8（2）において「別途示すものが含まれること」されておりましたが、今般、別添のとおり「別途示すもの」が示されましたので、貴団体におかれましては、この趣旨等を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

茨労発基0711第2号の2
令和5年7月11日

関係団体の長 殿

茨城労働局長
(公印省略)

「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」の改正について

厚生労働行政の推進について、日頃より格段のご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則第34条の2の10第2項、有機溶剤中毒予防規則第4条の2第1項第1号、鉛中毒予防規則第3条の2第1項第1号及び特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和4年厚生労働省告示第274号）第1号ニ及び粉じん障害防止規則第3条の2第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（令和4年厚生労働省告示第275号）第4号で規定する「同等以上の能力を有すると認められる者」については、「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について（令和4年9月7日付け基発0907第1号）により、化学物質管理専門家の要件が示されているところですが、別添のとおり今般同通達が改正され、同要件の1つとして「産業医科大学産業保健学部産業衛生科学科を卒業し、産業医大認定ハイジニスト制度において資格を保持している者」が加わりましたので、貴団体におかれましては、この趣旨等を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

